

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評 価 内 容		評 価
団体のあり方	<p>○しまね農業振興公社は、農地対策と農業の担い手の育成を一体的に推進することにより地域農業の振興を図り、土地と人の両面から担い手に対する総合的な支援を実施。</p> <p>○平成23年度の公益認定を審査する県公益認定等審議会において、公社が実施するすべての事業について公益性が認められ、平成24年4月1日に公益法人に移行。</p> <p>○平成26年3月20日に本県における農地中間管理機構の指定を受け、平成26年度から県下全域を対象とした農地中間管理事業等を実施。また、県内外で青年農業者等育成事業等を実施。</p> <p>○市町村段階の農地利用集積円滑化事業のサポート等も実施。</p> <p>○今後、ますます重要な役割を担うことが期待されている。</p>		A
組織運営	<p>○退職に伴う人員補充を行って来なかったが、平成23年度において、総務企画課長の退職と同時に臨時職員として1年の勤務を行った者を採用。職員の年齢構成は40代後半3名、20代1名。</p> <p>○平成26年度から、新たに農地中間管理事業等の業務も開始されることから、職員の適正配置による効率的な組織運営がより一層求められている。</p>		B
事業実績	<p>県の人的関与について</p>	<p>担い手の確保・育成及び農地政策に精通した職員を1名、干拓事業については兼務職員1名が従事している。この事業は、県の施策と密接に関連していることから、県との連携が必要不可欠。</p>	A
財務内容	<p>○業務量の増減は嘱託職員の配置で対応するなど、職員人件費の削減に努めている。</p> <p>○経営の安定を図るため、次のコスト削減対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の抑制 ・職員給与の格付け基準の見直し ・事務所の移転等(平成23年、県土地改良会館への移転に伴い477千円の経費削減) ・休息時間の消灯等、職員による経費削減の徹底 		B
	<p>県の財政的関与について</p>	<p>「しまね農業振興公社関係課連絡協議会」において、公社のコスト削減対策について検討。</p>	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	変化する農業施策の展開への対応	農地の中間保有の強化及び担い手の育成・確保	公益事業の効率的かつ継続的な実施
<p>総合コメント</p> <p>平成24年度に、公益法人移行を契機に県に設置された「しまね農業振興公社関係課連絡協議会」において、本県農業振興、特に農地や担い手施策における公社の役割を確認するとともに、公益法人の更なる透明性の確保や公益事業の継続実施に必要な財務基盤を強化する方向性が示されたところである。</p> <p>上記協議会において示された内容や事業計画に基づき、団体においては、平成25年度は着実に事業が実施されたところである。</p> <p>今後も、効率的な組織運営や経費の削減に向けた取組をしていく必要がある。</p>			